

保護者の皆様へ

6月以降の市内保育施設の対応及び家庭保育への協力について  
(令和2年5月25日現在)

日頃より、本市の保育行政にご理解ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

また、これまで家庭保育へご協力いただいた保護者の皆様におかれまして、改めて感謝申し上げます。

緊急事態宣言が東京都も含め全国的に解除されることとなり、社会経済活動が段階的に再開される見通しとなっております。しかし、今後も感染症の拡大防止に向けた対策の徹底が重要であり、緊急事態宣言解除後の保育についても一定の移行期間を設け、段階的に対応することが必要と考えられます。

つきましては、6月以降の市内保育施設の対応について、以下の通りとさせていただきます。

保護者の皆様におかれましては、園児や保護者の皆様の健康を最優先し感染拡大を防ぐための対応として、ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、緊急事態宣言の動向や東京都が示す「東京アラート」の発信等、感染拡大の程度によっては、これらの対応を変更する場合がありますのでご留意願います。

記

- 1 登園自粛を要請する対応を5月31日で終了し、6月1日から6月30日までは、仕事を休んでいること等により、家庭保育が可能な場合には家庭保育のご協力をお願いいたします。また、登園する場合でも、「遅めの登園・早めのお迎え」等、必要最低限の利用へのご協力をお願いいたします。
- 2 園児、保護者、ご家族の毎日の健康観察を徹底していただき、風邪症状のある場合や感染者との濃厚接触の疑いがある場合には登園を控えてください。
- 3 0～2歳児クラスの園児を対象とした、利用者負担額(保育料)減額の対象期間についても、6月30日まで延長することといたします(認証保育所は各施設での判断となります)。
- 4 4月入所者の就労開始日等についても、これまでの期限を更に1か月延長することといたします(求職要件の方についても、8月末までとします)。

※ 必要な事務手続き等については、市ホームページ等でご確認願います。